

○にかほ市工事検査実施要領

令和4年2月17日

訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、にかほ市工事検査要綱（令和4年にかほ市訓令第2号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の要領)

第2条 検査は、原則として実測によるものとし「工事検査の基準」（別記第1）により行うものとする。

(検査区分)

第3条 要綱第5条に規定する検査員の検査を行う区分は次のとおりとする。

検査区分

検査区分	完成検査	1 1件の契約額が700万円以上の工事及び200万円以上の委託業務は、要綱第5条第1項第1号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 2 1件の契約額が200万円以上700万円未満の工事は、要綱第5条第1項第2号の検査員が行う。 3 1件の契約額が200万円未満の工事及び委託業務は、要綱第5条第1項第3号の検査員（以下「所管課検査員」という。）が行う。 4 補助事業工事で1件の補助金が100万円以上の工事は、専任検査員が行う。 5 補助事業工事で1件の補助金が100万円未満の工事は、所管課検査員が行う。 6 市長が特に必要と認める場合は、金額にかかわらず専任検査員が行う。
	中間検査	1 1件の契約額が1,500万円以上の工事及び委託業務は、専任検査員が行う。 2 市長が特に必要と認める場合は、金額にかかわらず専任検査員が行う。
	出来形検査	1 1件の契約額が1,500万円以上の工事及び委託業務は、専任検査員が行う。

	<p>査員が行う。</p> <p>2 市長が特に必要と認める場合は、金額にかかわらず専任検査員が行う。</p>
--	---

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要と認めるときは当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。

(検査の時期及び要請)

第4条 当該工事等の所管課長が、専任検査員の検査の要請をするときは、現場確認を行った後に、工事記録写真、その他検査に必要な資料を添え、前条の検査区分により会計管理者に検査要請書を提出しなければならない。ただし、中間検査、出来形検査においては、検査要請書を省くことができる。

2 中間検査は、完成後出来形、品質の適否について確認し難い工事、又は完成後手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施するが、監督員の実施する段階確認をもってこれに替えることもできる。

3 市長は、第3条第2項に基づく、検査を行わせるときは、工事検査命令書により検査員に通知するものとする。

(検査に対する準備)

第5条 要綱第7条第3項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは別記第2に掲げるものをいう。

(検査後の措置)

第6条 要綱第8条の規定における改善を要する事項については、軽易なものを除き当該工事の担当課長等と協議するものとし、その結果に基づき担当課長等は必要な措置を講ずるものとする。

2 軽易な手直し工事を要するときは指示書により指示し、それが完成したときは手直し工事完成報告書を提出するものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。